

青森県助産師出向支援導入事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、青森県の助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化等を目的に、公益社団法人青森県看護協会が青森県からの委託により実施する青森県助産師出向支援導入事業（以下「事業」という。）に関し、青森県助産師出向支援導入事業委託契約書によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助産師出向の支援及び調整等)

第2 助産師が現在の勤務先の身分を有しながら、一定期間他施設で助産師として助産業務を行う（以下「助産師出向」という。）ための支援及び調整等は、別に定める「助産師出向支援導入事業指針」に基づき行う。

(協議会)

第3 事業を円滑に実施するために、青森県助産師出向支援導入事業協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(コーディネーター)

第4 助産師出向を円滑に行うため、助産師コーディネーター（以下「コーディネーター」という）を設置し、その任用及び業務等は別に定める。

(情報交換会)

第5 助産師出向に係る情報を周産期医療関係者が共有し、助産師確保に対する認知度を高めるために関係者を参集した情報交換会を開催する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年11月16日から施行する。